アワード規程

(目的)

第1条 この規程は、アマチュア局の交信及び SWL(アマチュア局の電波を受信する者をいう。 以下同じ。)の受信の実績を JARL が賞するために、申請に基づき発行するアワードの種類と 申請要件を定めることを目的とする。

(種類と申請要件)

第2条 JARL が発行するアワードの種類及び申請要件は、別表のとおりとする。

(規約)

- 第3条 この規程を補う細則及び申請手数料は、アワード規約(以下「規約」という。)に定める。 (特記)
- 第4条 特定の周波数帯、特定の運用モード(電波の型式の通称をいう。以下同じ。)、特定の 移動範囲等によって申請要件を満たした交信(受信)のアワード申請を行う場合には、その 内容を申し出により特記することができる。
- 特記する事項と該当するアワードは、規約に定める。
 (QSL カード)
- 第5条 アワードの申請に用いる交信(受信)記録は、申請者が取得した QSL カード(アマチュア局が交信を証明するために発行する書類又は電子データをいう。以下同じ。)を用い、その所持証明は申請者の自己宣誓によるものとする。
- 2 申請に用いる QSL カードには、当該交信に関して次の事項が記載されていなければならない。
 - (1) 相手局のコールサイン
 - (2) 自局のコールサイン
 - (3) 年月日及び時間
 - (4) 周波数帯 (アマチュア衛星を利用した交信の場合は、アップリンク及びダウンリンクの 周波数)
 - (5) 運用モード又は電波の型式
 - (6) 相手局の了解度、信号強度、音調等
 - (7) 自局の運用場所(当該アワードの申請要件に必要な範囲)
 - (8) アマチュア衛星を利用した交信の場合は、その衛星の名称又は通称
- 3 JARL は、アワード発行の審査に必要なときは、第1項の定めにかかわらず、申請者から申請に用いる QSL カードの提出を求めることができる。申請者がこの提出に応じなかった場合には、アワードの発行は行わない。

(取り消し)

第6条 JARL は、発行したアワードがこの規程又は規約に違反していることが判明した場合、 当該アワードを取り消すことができる。この場合、取り消したアワードの受領者のコールサイン、氏名及びに取り消しの理由を機関紙等に掲載する。 (臨時アワード)

第7条 JARL は、第2条に掲げるアワード以外に、特定の事業を記念する理由等で、発行期間を限定したアワードを臨時に発行することができる。臨時に発行するアワードの申請要件は別に定める。

(代行申請)

- 第8条 JARL は、IARU 及び外国のアマチュア無線連盟等で発行するアワードについて、その手続きの一部を代行することができる。
- 2 JARL は外国のアマチュア無線連盟等で発行するアワードについて、その申請に必要な証明 書を発行することができる。
- 3 第1項及び前項の手数料は規約で定める。

(業務)

- 第9条 この規程に係る業務は、JARL 事務局において行う。
- 2 アワードの発行状況は、機関紙等に掲載する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、アワード委員会の審議を経て理事会において行う。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号) 第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

- **この**改正規程は、平成 25 年 9 月 28 日から施行する。(第 13 回理事会決定) 平成 25 年 9 月 28 日 改正 第 2 条 別表(注 9)
- この改正規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(第 26 回理事会決定) 平成 28 年 2 月 28 日 改正 第 2 条 別表
- この改正規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。(第 43 回理事会決定) 平成 31 年 2 月 23 日 改正 第 2 条 別表
- この改正規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(第 64 回理事会決定) 令和 5 年 2 月 25 日 改正 第 2 条 別表
- この改正規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。(第 71 回理事会決定) 令和 6 年 2 月 25 日 改正 第 2 条 別表

別表

ア ワ ード の 種 類		
アマチュア局に発行する	SWL に発行する	申請要件
アワード	アワード	
AJD	SWL-AJD	日本国内の 10 コールエリアのアマチュア
(All Japan Districts Award)		局と交信(SWLは受信)し、QSLカードをそれ
		ぞれのコールエリアのアマチュア局から各
		1 枚得る。
WAJA	HAJA	日本国内の1都1道2府43県のアマチュア
(Worked All Japan	(Heard All Japan	局と交信(SWL は受信)し、QSL カードをそ
Prefectures Award)	Prefectures Award)	れぞれの都道府県のアマチュア局から各1
		枚得る。
JCC JCC-100	SWL-JCC-100	日本国内の異なる 100 市のアマチュア局
(Japan ≀	₹	と交信(SWL は受信)し、QSLカードをそれぞ
Century JCC-800	SWL-JCC-800	れの市のアマチュア局から各1枚得る。
Cities		以後、100 市単位で800 賞まで発行する。
Award)		
(注 2)		
JCG JCG-100	SWL-JCG-100	日本国内の異なる 100 郡のアマチュア局
(Japan ≀	₹	と交信(SWL は受信)し、QSL カードをそれぞ
Century JCG-500	SWL-JCG-500	れの郡のアマチュア局から各1枚得る。
Guns		以後、100 郡単位で 500 賞まで発行する。
Award)		
(注 2)		
AJA	SWL-AJA	2以上のアマチュアバンド(3.8MHz帯は
(All Japan Award)		3.5MHz帯に含まれるものとする。)を使用し
(注 3)		て、日本国内の異なる市、郡及び区のアマ
		チュア局と交信(SWLは受信)し、異なる
		1,000局以上の局からQSLカードを得る。
50MHz 50MHz-100	SWL-50MHz-100	50MHzアマチュアバンドにおいて、異なる
}	₹	100 局のアマチュア局と交信(SWL は受信)
50MHz-1000	50MHz-1000	し、QSLカードをそれぞれのアマチュア局か
		ら各1枚得る。
		このほか 100 局賞以後、100 局単位で
		l I

144MHz	144MHz-100	SWL-144MHz-100	144MHz アマチュアバンドにおいて、異な
	2	₹	る100局のアマチュア局と交信(SWL は受信)
	144MHz-1000	144MHz-1000	し、QSLカードをそれぞれのアマチュア局か
			 ら各 1 枚得る。
			このほか 100 局賞以後、100 局単位で
			1000 局賞まで発行する。
430MHz	430MHz-100	SWL-430MHz-100	430MHz アマチュアバンドにおいて、異な
	₹	₹	る100局のアマチュア局と交信(SWL は受信)
	430MHz-1000	430MHz-1000	し、QSLカードをそれぞれのアマチュア局か
			ら各1枚得る。
			このほか 100 局賞以後、100 局単位で
			1000 局賞まで発行する。
1,200MHz	1,200MHz-10	SWL-	1,200MHz アマチュアバンドにおいて、異
	1,200MHz-50	1,200MHz-50	なる 10 局のアマチュア局と交信(SWL は受
	1,200MHz-100	1,200MHz-100	信)し、QSL カードをそれぞれのアマチュア
	₹	₹	局から各1枚得る。
	1,200MHz-500	1,200MHz-500	このほか 50 局賞並びに 100 局以後、賞
			100 局単位で 500 局賞まで発行する。
2,400MHz	2,400MHz-10	SWL-	2,400MHz アマチュアバンドにおいて、異
	2,400MHz-50	2,400MHz-10	なる 10 局のアマチュア局と交信(SWL は受
	2,400MHz-100	2,400MHz-50	信)し、QSL カードをそれぞれのアマチュア
	3	2,400MHz-100	局から各1枚得る。
	2,400MHz-500	₹	このほか 50 局賞並びに 100 局以後、賞
		2,400MHz-500	100 局単位で 500 局賞まで発行する。
5,600MHz	5,600MHz-10	SWL-	5,600MHz アマチュアバンドにおいて、異
	5,600MHz-50	5,600MHz-10	なる 10 局のアマチュア局と交信(SWL は受
	5,600MHz-100	5,600MHz-50	信)し、QSL カードをそれぞれのアマチュア
	3	5,600MHz-100	局から各1枚得る。
	5,600MHz-500	₹	このほか 50 局賞並びに 100 局以後、賞
		5,600MHz-500	100 局単位で 500 局賞まで発行する。
10GHz	10GHz-10	SWL-	10GHz アマチュアバンドにおいて、異なる
(10.1,	10GHz-50	10GHz-10	10局のアマチュア局と交信(SWL は受信)し、
10.4GHz	10GHz-100	10GHz-50	QSL カードをそれぞれのアマチュア局から
を含む)	3	10GHz-100	各1枚得る。
	10GHz-500	₹	このほか 50 局賞並びに 100 局以後、賞
		10GHz-500	100 局単位で 500 局賞まで発行する。

24GHz	24GHz-10	SWL-	24GHz アマチュアバンドにおいて、異なる
	24GHz-50	24GHz-10	10局のアマチュア局と交信(SWL は受信)し、
	24GHz-100	24GHz-50	QSL カードをそれぞれのアマチュア局から
	}	24GHz-100	各1枚得る。
	24GHz-500	}	このほか 50 局賞並びに 100 局以後、賞
		24GHz-500	100 局単位で 500 局賞まで発行する。
47GHz	47GHz-10	SWL-	47GHz アマチュアバンドにおいて、異なる
	47GHz-50	47GHz10	10 局のアマチュア局と交信(SWL は受信)し、
	47GHz-100	47GHz-50	QSL カードをそれぞれのアマチュア局から
	₹	47GHz-100	 各 1 枚得る。
	47GHz-500	\	このほか 50 局賞並びに 100 局以後、賞 100
		47GHz-500	局単位で 500 局賞まで発行する。
75GHz	75GHz-10	SWL-	75GHz アマチュアバンドにおいて、異なる
	75GHz-50	75GHz-10	10 局のアマチュア局と交信(SWL は受信)し、
	75GHz-100	75GHz-50	QSL カードをそれぞれのアマチュア局から
	₹	75GHz-100	各1枚得る。
	75GHz-500	?	このほか 50 局賞並びに 100 局以後、賞 100
		75GHz-500	局単位で500局賞まで発行する。
V•U−1,000		SWL-	50MHz、144MHz、430MHz、1,200MHz、
(VHF•UHF-1,0	000)	V•U−1,000	2,400MHz 各アマチュアバンドおよびアマチ
(注 4)			ュア衛星のすべて若しくはいずれかのバン
			ドを使用して異なる1,000局以上のアマチュ
			ア局と交信(SWLは受信)し、QSLカードをそ
			れぞれのアマチュア局から各1枚得る。
WACA		HACA	日本国内の全市のアマチュア局と交信
(Worked All Cities Award)		(Heard All Cities	(SWLは受信)し、QSLカードをそれぞれの
		Award)	市のアマチュア局から各1枚得る。
WAGA		HAGA	日本国内の全郡のアマチュア局と交信
(Worked All Guns Award)		(Heard All Guns	(SWLは受信)し、QSLカードをそれぞれの
		Award)	郡のアマチュア局から各1枚得る。
ADXA		SWL-ADXA	アジア州内の日本を含む30エンティティー
(Asian DX Award)			のアマチュア局と交信(SWL は受信)し、
			QSLカードをそれぞれのエンティティーのア
			マチュア局から各1枚得る。
ADXA-HALF		SWL-	アジア州内の日本を含む15エンティティー
(Asian DX Award Half)		ADXA-HALF	のアマチュア局と交信(SWLは受信)し、QSL
			カードをそれぞれのエンティティーのアマチ
			ュア局から各1枚得る。

WASA	WASA-V•U•	SWL-	50MHz 帯以上の各アマチュアバンドおよ
(Worked	SHF	WASA-V•U•SHF	 びアマチュア衛星のすべて若しくはいずれ
All Squares			 かを使用して、異なるスクエア(グリッド・ス
Award)			 クエア・ロケーターの最初の 4 桁で表示し
(注 5)			たものをいう。以下同じ。)のアマチュア局と
			文信(SWL は受信)し、異なる 100 局以上の
			アマチュア局から QSL カードを各 1 枚得
			వ 。
	WASA-HF	SWL-WASA-HF	28MHz 帯以下の各アマチュアバンド
			(3.8MHz 帯は 3.5MHz 帯に含まれるものと
			する。)のすべて若しくはいずれかを使用し
			て、異なるスクエアのアマチュア局と交信
			(SWL は受信)し、異なる100局 以上のアマ
			チュア局から QSL カードを各 1 枚得る。
		HAC	世界の六大州(注6)のアマチュア局を受
		(Heard All	信し、QSLカードをそれぞれの大州のアマ
		Continents Award)	チュア局から各1枚得る。
アマチュア衛星		SWL-	アマチュア衛星「ふじ」を利用(CW または
「ふじ」Award		アマチュア衛星	SSB によるものに限る。)し、異なる 10 局の
(注 7)		「ふじ」Award	アマチュア局と交信(SWL はダウンリンクを
			受信)し、QSL カードをそれぞれのアマチュ
			ア局から各1枚得る。
JARL	J賞	SWL-J 賞	JARL が開設する異なる 5 局と交信(SWL
Stations			は受信)し、5 枚の QSL カードを得る。
Award	A賞	SWL-A 賞	JARLが開設する異なる20局と交信(SWL
(注 8)			は受信)し、20 枚の QSL カードを得る。
	R賞	SWL-R 賞	JARLが開設する異なる50局と交信(SWL
			は受信)し、50 枚の QSL カードを得る。
	L賞	SWL-L 賞	JARL が開設する異なる 100 局と交信
			(SWL は受信)し、100 枚の QSL カードを得
			ි
			ただし、10 のコールエリアの QSL カードが
			各1枚含まれていること
WARC Award	10MHz-100	SWL-10MHz-100	10MHz アマチュアバンドにおいて異なる
(注 9)	≀	₹	100 局と交信(SWL は受信)し QSL カードを
	10MHz-1000	10MHz-1000	それぞれのアマチュア局から各 1 枚得る。
			このほか、100 局賞以後、100 局単位で
			1,000 賞まで発行する。

	18MHz	z-100	SWL-18MHz-100	18MHz アマチュアバンドおいて異なる 100
	7	}	}	局と交信(SWL は受信)し QSL カードをそれ
	18MHz-1000		18MHz-1000	ぞれのアマチュア局から各1枚得る。
				このほか、100 局賞以後、100 局単位で
				1,000 賞まで発行する。
	24MHz	z-100	SWL-24MHz-100	24MHz アマチュアバンドにおいて異なる
		}	\	100 局と交信(SWL は受信)し QSL カードを
	24MHz-1000		24MHz-1000	それぞれのアマチュア局から各 1 枚得る。
				 このほか、100 局賞以後、100 局単位で
	WARC	-1000	SWL-WARC-1000	WARC バンドである 10、18、24MHz の3ア
				マチュアバンドを使用して異なる 1,000 局と
				交信(SWLは受信)し、QSLカードを得る。そ
				の後、1,000 局増すごとにステッカーを発行
				し、10,000 局を達成した場合は、
				WARC-10000 を発行する。
WAKU	1	SWL-		日本国内の政令指定都市の全区のアマチ
(Worked All KU	I	WAKU	Award	ュア局と交信(SWL は受信)し、QSL カードを
Award)				それぞれの区のアマチュア局から各1枚得
(注 10)				る。なお、東京都23の特別区は含まない。
135kHz	135kHz	-10	SWL-	135kHz アマチュアバンドにおいて、異なる
	135kHz	-20	135kHz-10	10 局のアマチュア局と交信(SWL は受信)し、
	₹		135kHz-20	QSL カードをそれぞれのアマチュア局から
	135kHz	-100	~	各1枚得る。
			135kHz-100	このほか、10 局単位で 100 局賞まで発行す
				る。
475kHz	kHz 475kHz-10		SWL-	475kHz アマチュアバンドにおいて、異な
	475kHz	-20	475kHz-10	る 10 局のアマチュア局と交信(SWL は受信)
	₹ 475kHz-100		475kHz-20	し、QSL カードをそれぞれのアマチュア局
			~	から各 1 枚得る。
			475kHz-100	このほか、10 局単位で100 局賞まで発行す
				る。

- (注 1) QSL カードは、アマチュア局が相互の交信を証明するために発行する書類、または SWL からの 受信報告に対してその報告を確認したことを証明するために発行する書類をいう。
- (注 2) JCC および JCG は、申請要件の 100 局を単位としたアワードに対して、追加の 50 局ごとにステッカーを発行する。
- (注3) AJA は、1,000 局を超える場合は、その局数に応じてステッカーを発行する。
- (注 4) V・U-1,000 のアワードは、1,000 局を単位として発行し、その上限を 10,000 局とする。

- (注 5) WASA は、100 局を超える場合は、その局数に応じてステッカーを発行する。
- (注 6) 六大州とは、アフリカ州、アジア州、ヨーロッパ州、オセアニア州、北アメリカ州および南アメリカ州をいう。
- (注7) アマチュア衛星「ふじ」は次のものとし、発行番号は付さないものとする。
 - ① JAS-1 (ふじ、F0-12、8J1JAS) 打ち上げ年月日:昭和61年8月13日5時45分JST
 - ② JAS-1b (ふじ2号、F0-20、8J1JBS) 打ち上げ年月日: 平成2年2月7日10時33分JST
 - ③ JAS-2 (ふじ3号、F0-29、8J1JCS) 打ち上げ年月日:平成8年8月17日10時53分JST
- (注8) JARL が開設するアマチュア局とは次のものとし、発行番号は付さないものとする。
 - ① JARL の規定に基づく中央局(JA1RL)、地方局(JA2RL~JA ϕ RL)、補助局(JA1YRL, JA2YRL など)、南極局(8J1RL、8J1RM)、特別局・特別記念局(8J1HAM)などのほか、JARL 展示室の設置局(JA1YAA)をいう。

ただし、レピータ局は対象としない。

- ② ビーコン局(JA1IGY、JA2IGY など)は、SWL の受信のみ有効とする。
- ③ JARL 以外が開設する「8J」もしくは「8N」のプリフィックスの局は、JARL が開設した局とみなす。
- ④ 同一コールサインの局であっても、運用年や運用場所が異なる場合または、バンドが異なる場合は、それらの QSL カードは異なる局の QSL カードとみなす。
- (注9) WARC Award は、発行番号は付さないものとする。
- (注 10) WAKU は、2010 年 4 月 1 日 00:00JST 以降の交信(受信)を有効とし、発行番号は付さないものとする。